

## 公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年12月6日

砺波市長 夏野 修

### 1 工事に関する事項

(1) 工事名

砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）

(2) 工事場所

砺波市柳瀬241番地

(3) 工事の目的

本業務は、野球場が平成4年の竣工以来、スポーツ少年団、中学校及び高等学校、また大学や社会人、シニアなど多く方に野球の楽しさ、すばらしさを実感できる身近な施設として活用されてきたが、現在は施設全体の老朽化が進み、なかでも磁気反転式スコアボードは不具合が著しく、早急な改修が必要となっている。また、本球場を多目的に活用するとともに、安全で安心して利用でき、子どもたちの憧れとなる野球場を目指すことを目的とする。

(4) 工事概要

既設スコアボードの一部撤去・処分及び新設スコアボード等の設置等。詳細は仕様書のとおりとする。

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

### 2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 令和5・6年度の砺波市入札参加資格を備えていること。

入札参加資格が無い場合は、速やかに以下の書類を提出し、参加資格を得ること。

ア 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の原本又は写し（法人の場合）

イ 身分証明書の原本又は写し（個人の場合・本籍地の市町村長が発行するもの）

ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）の写し（法人の場合・直近2年分）

エ 所得税の確定申告書の写し（個人の場合・直近2年分）

オ 納税証明書（市町村税、都道府県税、国税） ※未納額がない旨がわかるもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(3) 本工事の公募開始の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかにおいても、本市から指名停止を受けていないこと。

- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (8) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ①にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等という。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

#### ア 資本関係

- ① 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ③ ①又は②と同視しうる関係にあると認められる場合

#### イ 人的関係

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- ② 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ④ ①から③までと同視しうる関係にあると認められる場合

- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく電気工事業又は電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有する者（本社から委任を受けている営業所等が参加する場合は、電気工事業又は電気通信工事業に係る許可を受けている営業所に限る。以下「特定建設業許可者」という。）のうち、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (10) 過去10年の間に本件改修工事（設計・施工）と同様又は類似の工事を受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有する機器メーカーであること。
- (11) 直接かつ恒久的な（公告日現在において3か月以上）雇用関係にある技術者（1級電気工事施工管理技士、第1種電気工事士又は技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第4号に掲げる電気電子部門又は同条第21号に掲げる総合技術監理部門に係る者に限る。）を、本件工事の施工にあたり専任で配置することができる者であること。

### 3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を砺波市砺波総合運動公園野球場スコアボード改修工事（設計・施工）プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

### 4 応募手続等

- (1) 担当部署（書類等の提出及び問合せ先）

砺波市教育委員会生涯学習・スポーツ課スポーツ振興係 担当：川田

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL（直通）0763-33-1613／（代表）0763-33-1111 内線456

FAX 0763-33-1157

MAIL shogaku@city.tonami.lg.jp

- (2) 実施要項等の交付

実施要項その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和5年12月6日（水）から28日（木）までの午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。（砺波市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要項、仕様書等

- (3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書（様式は実施要項のとおり）により電子メールにて提出すること。提出後、必ず電話で電子メールを送信した旨を伝え、担当部署に受信の確認を得ること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

イ 質問期限

令和5年12月15日（金）午後5時まで。

期限以降の質問は、受け付けない。

ウ 回答方法

砺波市ホームページにて掲載予定。

エ 回答予定日

令和5年12月22日（金）

(4) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

- ① 参加申込書及び誓約書
- ② 施工実績書
- ③ 専任配置予定技術者届
- ④ 専任配置予定技術者の免状等の写し
- ⑤ 会社概要
- ⑥ 特定建設業許可者であることを証明する書類

イ 提出期限 令和5年12月28日（木）午後5時まで

ウ 提出先 「4（1）担当部署」に記載のとおり

エ 提出方法 メール、持参又は郵送とする。

エ その他 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書届出書
- ② 会社概要
- ③ 施工実績書
- ④ 企画提案書
- ⑤ 設計・工事費内訳書
- ⑥ 保守・管理費内訳書

イ 提出期限 令和6年1月22日（月）午後5時まで

ウ 提出時間 午前9時から午後5時まで

エ 提出部数 11部（正本1部、副本10部）

オ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、持参の場合は土、日、祝日を除くものとする。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

カ 提出先 「4（1）担当部署」に記載のとおり

(6) プレゼンテーション

ア 実施日 令和6年1月26日（金）を予定

※詳細は参加申込書及び誓約書を提出した者に対して別途通知する。

イ 実施場所 参加申込書及び誓約書を提出した者に対して別途通知する。

ウ 提案時間 30分間（準備含む。）

エ 質疑応答 20分間（片付け含む。）

オ 参加人数 5人以内

- カ プレゼンテーション 電子データによるプレゼンテーションを行う場合は、あらかじめ本市が準備したTVモニター及びPCを利用することができる。なお、PCを持参する場合は、接続ケーブルも同様とする。使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、変更や追加等は認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は可とする。
- キ 提案資料 プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。
- ク その他 応募者多数の場合は、別途日程を設ける場合もある。

(7) 審査結果の通知

全ての参加事業者に文書で通知するとともに、本市ホームページに掲載する。通知は、令和6年1月下旬を予定する。

(8) その他

ア 失格となる企画提案書等

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

イ その他

- ① 本プロポーザルへの参加にかかる必要な経費は全て提出者の負担とする。
- ② 企画提案書等提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- ③ 提出された全ての書類は、返却しない。
- ④ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- ⑤ 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他

詳細は、別に定める実施要項、仕様書等による。